

第 3 章

環境に関する規制基準

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 大 | 気 |
| 2 | 水 | 質 |
| 3 | 土 | 壌 |
| 4 | 騒 音・振 | 動 |
| 5 | 悪 | 臭 |

1 大気

(1) 大気汚染等に係る環境基準

制定年月日	物質	環境上の条件
昭和48.5.16 (環告第35号)	二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
昭和48.5.8 (環告第25号)	一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
昭和48.5.8 (環告第25号)	浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
昭和53.7.11 (環告第38号)	二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
昭和48.5.8 (環告第25号)	光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。

■平成9年2月に追加された項目

ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。

■平成11年12月に追加された項目

ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。
---------	---

■平成13年4月に追加された項目

ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
---------	--------------------------------------

■平成21年9月に追加された項目

微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
---------	---

〔備考〕

- 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
- 2 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
- 3 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 4 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

(2) 大気汚染防止法における規制基準の概要

ア ばい煙

規制物質		大 気 汚 染 防 止 法	
		定 義	基 準 等
ば い 煙	1 硫黄酸化物	燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	① K値規制 ② 特別排出基準（K値） ③ 季節燃料規制
	2 ばいじん	燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	① 濃度規制 ② 特別排出基準（該当なし） ③ 上乗せ基準（未制定）
	3 一 般 有害物質	有害物質（物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの） ① カドミウム及びその化合物 ② 塩素及び塩化水素 ③ フッ素、フッ化水素及びフッ化ケイ素 ④ 鉛及びその化合物 ⑤ 窒素酸化物	① 濃度規制 ② 上乗せ基準（未制定）
	4 特 定 有害物質	特定有害物質（燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で環境大臣の定めるもの） （未制定）	① K値規制 ② 特別排出基準（K値）
	5 指 定 ばい煙	指定ばい煙 （政令で定めるばい煙） ① 硫黄酸化物 ② 窒素酸化物	① 総量規制 燃料規制 ② 総量規制（該当なし）

イ 特定物質・揮発性有機化合物

規制物質	大 気 汚 染 防 止 法	
	定 義	基 準 等
特 定 物 質	物の合成・分解その他の化学的処理に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるもの (1) アンモニア (2) フッ化水素 (3) シアン化水素 (4) 一酸化炭素 (5) ホルムアルデヒド (6) メタノール (7) 硫化水素 (8) リン化水素 (9) 塩化水素 (10) 二酸化窒素 (11) アクロレイン (12) 二酸化硫黄 (13) 塩素 (14) 二酸化炭素 (15) ベンゼン (16) ビリジン (17) フェノール (18) 硫酸（含三酸化硫黄） (19) フッ化ケイ素 (20) ホスゲン (21) 二酸化セレン (22) クロルスルホン酸 (23) 黄リン (24) 三塩化リン (25) 臭素 (26) ニッケルカルボニル (27) 五塩化リン (28) メルカプタン	（事故時の措置） ばい煙発生施設又は特定施設（特定物質を発生する施設）について、故障、破損その他の事故が発生し、ばい煙又は特定物質が大気中に多量に排出されたときは、ただちに、 (1) 事故の応急処置を講じる。 (2) 事故をすみやかに復旧するように努める。
揮発性有機化合物	大気中に排出され、又は飛散した時に気体である有機化合物（除外物質を除く。）	① 濃度規制
	除外物質（浮遊粒子状物質及びオキシダントの生成原因にならない物質） メタン、HCFC-22、HCFC-124、HCFC-141b、HCFC-142b、HCFC-225ca、HCFC-225cb及びHFC-43-10mee	

ウ 一般粉じん・特定粉じん・指定物質・自動車排出ガス

規制物質	大 気 汚 染 防 止 法	
	定 義	基 準 等
一般粉じん	物の破碎、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し又は飛散する物質（以下「粉じん」という。）で特定粉じん以外のもの	構造・使用・管理基準
特定粉じん	粉じんのうち、石綿その他の人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質 (1) 石綿	敷地境界線における濃度規制 特定粉じん排出等作業における作業基準
指定物質	有害大気汚染物質のうち人の健康に係る被害を防止するためその排出又は飛散を早急に抑制しなければならないもの (1) ベンゼン (2) トリクロロエチレン (3) テトラクロロエチレン	指定物質抑制基準
自動車排出ガス	自動車の運行に伴い発生する、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質 (1) 一酸化炭素 (2) 炭化水素 (3) 鉛化合物 (4) 窒素酸化物 (5) 粒子状物質	

(3) 広島県生活環境の保全等に関する条例における規制基準

規制物質	広島県生活環境の保全等に関する条例（大気関係）		
	定 義	基準等	測定義務
ばい煙	1. 燃料その他の物の燃焼に伴い発生する硫黄酸化物	K値規制	$q \geq 10$ 1回/2月以上 燃料の硫黄含有率
	2. 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん	濃度規制	$Q \geq 4$ 万 1回/2月以上 $Q < 4$ 万 2回/1年以上
	3. 大気関係有害物質（物の燃焼、合成、分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質のうち、人の健康又は生活環境に係る被害が生じるおそれがある物質） ①アンモニア ②フッ素及びその化合物 ③シアン及びその化合物 ④一酸化炭素 ⑤ホルムアルデヒド ⑥硫化水素 ⑦塩化水素 ⑧二酸化窒素 ⑨二酸化硫黄 ⑩塩素 ⑪二硫化炭素 ⑫フェノール ⑬硫酸（含、三酸化硫黄）⑭黄リン ⑮鉛及びその化合物 ⑯アセトアルデヒド	濃度規制	$Q \geq 4$ 万 1回/2月以上 4 万 $>Q \geq 0.5$ 万 2回/1年以上
	4. 大気関係特定有害物質 （燃料その他の物の燃焼に伴い発生する有害物質で規則で定めるもの）（未制定）		
	粉じん	物の破砕、選別その他の機械的処理又は堆積に伴い発生し、又は飛散する物質	構造・使用・ 管理基準

（注1）測定結果は、ばい煙量等測定記録表等により記録し、その記録を3年間保存すること。

（注2）Q：排出ガス量（0℃、1気圧）単位（Nm³/h）

q：硫黄酸化物排出量（0℃、1気圧）単位（Nm³/h）

（注3）排出ガス量が4万Nm³/h未満のばい煙発生施設で継続して休止する期間が6カ月以上のもの（暖房用ボイラー等の季節稼働施設）に係るばい煙濃度の測定は年1回以上。

（注4）廃棄物焼却炉及びガス専焼ボイラー等については、次のとおり。

1 廃棄物焼却炉

① 焼却能力4 t/h以上のものは2月に1回以上

② 焼却能力4 t/h未満のものは年2回以上

2 ガス専焼ボイラー、ガスタービン、ガス機関及び燃料電池用改質器（ガス発生炉）

5年1回以上

（注5）燃料電池用改質器（ガス発生炉）については、5年1回以上。

* 継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因（ばい煙（ばいじん以外のもの）及び特定粉じんを除く。）となるもの。

(4) ダイオキシン類対策特別措置法による排ガスに係る排出基準

■排ガスに係る排出基準値

(単位：ng-TEQ/m³N)

施設の種類	施設規模 (焼却能力)	新設施設基準	既設施設基準
廃棄物焼却炉 (火床面積が0.5m ² 以上 又は 焼却能力が合計50kg/時以上)	4 t/時間以上	0.1	1
	2 t～4 t/時間未満	1	5
	200 kg～2 t/時間未満	5	10
	～200 kg/時間未満		
製鋼用電気炉		0.5	5
焼結鉱製造用焼結炉		0.1	1
亜鉛回収用焙焼炉等		1	10
アルミニウム合金製造用焙焼炉等		1	5

〔備考〕

- 1 基準適用場所は各排出口(各煙突)とする。
- 2 酸素濃度の補正は、焼結炉にあつては15%、廃棄物焼却炉にあつては12%とする。
- 3 既存施設とは、H12.1.14までに施設の設置工事に着手しているものをいう。ただし、H9.12.2以降に設置工事に着手した製鋼用電気炉及び廃棄物焼却炉(火格子面積2m²以上又は焼却能力200kg/時間以上のものに限る。)については新設施設とする。
- 4 廃棄物焼却炉の規模は、施設全体の規模ではなく焼却炉(燃焼室)の規模とする。

2 水質

(1) 水質汚濁に係る環境基準

ア 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
鉛	0.01 mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
ヒ素	0.01 mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 mg/L以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	ベンゼン	0.01 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	セレン	0.01 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	フッ素	0.8 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	ホウ素	1 mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
1,4-ジキサン	0.05 mg/L以下	—	—

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

■ダイオキシン類対策特別措置法に基づく
水質汚濁に係る環境基準(水底の底質を除く。)

ダイオキシン類	1 pg-TEQ/L以下
---------	--------------

〔備考〕

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 海域については、フッ素及びホウ素の基準値は適用しない。
- 3 ダイオキシン類の基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

イ 生活環境の保全に関する環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

a 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000 MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—
測定方法		規格12.1に定める方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法	最確数による定量法

〔備考〕

- 1 基準値は、日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

〔備考〕

- 1 基準値は、年間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）

b 湖沼

(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50 MPN/ 100mL以下
A	水道2・3級 水産2級 水浴及び B以下の欄に 掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及びCの 欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと	2 mg/L 以上	—
測定方法		規格12.1に 定める方法	規格17に 定める方法	付表9に 掲げる方法	規格32に 定める方法	最確数に よる定量法

〔備考〕

- 1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2、3級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

b 湖沼(つづき)

項目 類型	利用目的の適応性	基準 値	
		全窒素	全リン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道 1, 2, 3級（特殊なものを除く。） 水産 1 種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産 2 種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産 3 種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
測定方法		規格45. 2、45. 3、 45. 4又は45. 6に定め る方法	規格46. 3に定める方 法

〔備考〕

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
- 3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水 道 2 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水 道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。）
- 3 水 産 1 種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用
水 産 2 種：ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用
水 産 3 種：コイ、フナ等の水産生物用
- 4 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項 目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準 値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等の比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測定方法		規格53に定め る方法	付表11に掲 げる方法	付表14に掲 げる方法

c 海域

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全及び B以下の欄に掲げる もの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000 MPN/ 100mL以下	検出されな いこと
B	水産2級 工業用水及び Cの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	検出されな いこと
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	—
測定方法		規格12.1に 定める方法	規格17に 定める方法	規格32に 定める方法	最 確 数 に よる定量法	付表14に掲 げる方法

〔備考〕

- 1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100mL 以下とする。
- 2 CODの測定方法で、B類型の工業用水及び水産2級のうちノリ養殖の利水点における測定方法はアルカリ性法とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 産 1 級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及びに水産2級の水産生物用
- 3 水 産 2 級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環 境 保 全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

項目 類型	利用目的の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 リ ン
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種を除く。）	0.2 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの （水産2種及び3種を除く。）	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの （水産3種を除く。）	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下
測定方法		規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法

〔備考〕

- 1 基準値は、年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水 産 1 種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
- 2 水 産 2 種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
- 2 水 産 3 種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

c 海域(つづき)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキルベ ンゼンスルホン 酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法

(2) 水質汚濁防止法における規制

ア 有害物質に係る排水基準

(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	0.03 mg/L
シアン化合物	1 mg/L
有機リン化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、 メチルジメトン及びE P Nに限る)	1 mg/L
鉛及びその化合物	0.1 mg/L
六価クロム化合物	0.5 mg/L
ヒ素及びその化合物	0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L
アルキル水銀化合物	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L
トリクロロエチレン	0.1 mg/L
テトラクロロエチレン	0.1 mg/L
ジクロロメタン	0.2 mg/L
四塩化炭素	0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン	1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L
チウラム	0.06 mg/L
シマジン	0.03 mg/L
チオベンカルブ	0.2 mg/L
ベンゼン	0.1 mg/L
セレン及びその化合物	0.1 mg/L
ホウ素及びその化合物	海域以外 10 mg/L、海域 230 mg/L
フッ素及びその化合物	海域以外 8 mg/L、海域 15 mg/L
アモニア、アモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100 mg/L
1,4-ジオキサン	0.5 mg/L
備 考	
1 「検出されないこと」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。	
2 ヒ素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）の施行の際現にゆう出している温泉（温泉法（昭和23年法律第125号）第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。	

イ 生活環境項目に係る排水基準

(昭和46年6月21日 総理府令第35号)

項 目 (単位)		許 容 限 度
一 般 項 目	水素イオン濃度 (水素指数) (pH)	海域以外の公共用水域に排出されるもの 5.8～8.6、海域に排出されるもの 5.0～9.0
	生物化学的酸素要求量 (BOD) (mg/L)	160 (日間平均 120)
	化学的酸素要求量 (COD) (mg/L)	160 (日間平均 120)
	浮遊物質 (SS) (mg/L)	200 (日間平均 150)
	大腸菌群数 (1cm ³ につき個)	日間平均 3,000
特 殊 項 目	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) (鉱油類含有量)	5
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L) (動植物油脂類含有量)	30
	フェノール類含有量 (mg/L)	5
	銅含有量 (mg/L)	3
	亜鉛含有量 (mg/L)	2
	溶解性鉄含有量 (mg/L)	10
	溶解性マンガン含有量 (mg/L)	10
	クロム含有量 (mg/L)	2
	窒素含有量 (mg/L)	120 (日間平均 60)
	リン含有量 (mg/L)	16 (日間平均 8)

〔備考〕

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50m³以上である工場又は事業場に係る排水について適用する。
- 窒素含有量及びリン含有量についての排水基準は、窒素又はリンが湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排水に限って適用する。
- 生物化学的酸素要求量 (BOD) についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排水に限って適用し、化学的酸素要求量 (COD) についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排水に限って適用する。
- 水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排水については、当分の間、適用しない。

ウ 水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（上乗せ排水基準）

(昭和46年12月24日 広島県条例第69号)

(平成15年10月7日 広島県規則第69号)

項 目	許 容 限 度						
	第1種水域		第2種水域		第3種水域		第4種水域
	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	河川等	湖 沼	
水素イオン濃度 (水素指数)	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.8～8.6	5.5～9.0
生物化学的酸素要求量 (mg/L)	90 (日間平均70)	—	160 (日間平均120)	—	160 (日間平均120)	—	—
化学的酸素要求量 (mg/L)	—	50 (日間平均40)	—	85 (日間平均65)	—	120 (日間平均90)	130 (日間平均100)
浮遊物質 (mg/L)	90 (日間平均 70)		90 (日間平均 70)		200 (日間平均 150)		200 (日間平均150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量) (mg/L)	8		8		20		20

〔備考〕

- 「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。
- この表に掲げる排水基準は、排水量が50立方メートル以上である工場又は事業所に係る排水水について適用する。
- 「河川等」とは、海域及び湖沼以外の公共用水域をいう。
- 「第1種水域」とは、第2種水域、第3種水域及び第4種水域以外の公共用水域をいう。
- 「第2種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する公共用水域をいう。
 - 人甲川との合流点から下流の根谷川並びに行森川との合流点から祇園水門及び大芝水門に至る区間の太田川
 - 日浦橋から上流の瀬野川
 - 二級貯水池から上流の黒瀬川
 - 郷六橋から上流の高野川
 - 新興橋から上流の三津大川
 - 田万里川との合流点から親耕橋に至る区間の賀茂川
 - 入野川との合流点から七宝橋に至る区間の沼田川（入野川を含み、棕梨川及び仏通寺川を除く。）
 - 島地域におけるすべての河川
 - 第3種水域の①及び②に掲げる河川に接続する公共用水域（湖沼及び専ら廃液又は汚水を放流する水路を除く。）
- 「第3種水域」とは、次に掲げる公共用水域及びこれに接続する湖沼をいう。
 - 郷六橋から下流の高野川
 - 新興橋から下流の三津大川
 - 上記に掲げる第3種水域の河川に接続する公共用水域のうち、専ら廃液又は汚水を放流する水路
 - その他海域に直接流入する河川（島地域におけるすべての河川を除く。）及びこれに接続する公共用水域
- 「第4種水域」とは、陸岸の地先海域をいう。

エ ダイオキシン類対策特別措置法による排出水に係る排出基準

■排出水に係る排出基準値

(平成11年12月27日 総理府令第67号)

番号	施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10 pg-TEQ/L
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマーの製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造（塩化ニトロシルを使用するものに限る。）の用に供する硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設及び廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する水洗施設及び廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供するろ過施設、乾燥施設及び廃ガス洗浄施設	
10	2・3-ジクロロ-1・4-ナフトキノンの製造の用に供するろ過施設及び廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供するニトロ化誘導体分離施設、還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設、還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設及び熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収（原料として製鋼用電気炉の集じん灰を使用するものに限る。）の用に供する精製施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供するろ過施設、精製施設及び廃ガス洗浄施設	
15	廃棄物焼却炉（大気基準適用施設に限る。備考1）から発生するガスを処理する廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及び汚水・廃液を排出する灰の貯留施設	
16	廃PCB等又はPCB処理物の分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物の洗浄施設及び分離施設	
17	フロン類の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供するプラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設及び湿式集じん施設	
18	下水道終末処理施設（水質基準対象施設の1から17及び19の施設から排出される下水を処理するものに限る。）	
19	水質基準対象施設の1から17の施設を設置する工場・事業場から排出される水の処理施設（これらの施設に係るものに限る。（下水道終末処理施設を除く。））	

〔備考〕

- 1 基準適用場所は、事業場の排水口（水質基準対象施設に係る排水口）とする。
- 2 排水基準の遵守義務又は改善命令違反の場合は、罰則規定がある。

3 土壌

(1) 土壌の汚染に係る環境基準

(環境庁告示第46号 平成3年8月23日)

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
ヒ素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
フッ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ホウ素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。

(注) 1. この環境基準は、汚染が専ら自然的原因によることが明らかであると認められる場所及び原材料の堆積場、廃棄物の埋立地その他の上表の項目の欄に掲げる項目に係る物質の利用又は処分を目的として現にこれらを集積している施設に係る土壌については適用しない。

2. 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

3. 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びE P Nをいう。

(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

■ダイオキシン類対策特別措置法に基づく
土壌汚染に係る環境基準

ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g以下
---------	-----------------

(注) 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定法により測定する場合にあっては簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。

(2) 土壤汚染対策法における規制

■特定有害物質と指定基準

(平成 14 年 11 月 13 日政令第 336 号、平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)

特定有害物質（法第 2 条）		指定基準（法第 5 条）	
		<直接摂取によるリスク> 土壌含有量基準	<地下水等の摂取によるリスク> 土壌溶出量基準
クロロエチレン	(第 1 種 揮発性有機化合物等) 特定有害物質		検液 1L につき 0.002mg 以下であること
四塩化炭素			検液 1L につき 0.002mg 以下であること
1,2-ジクロロエタン			検液 1L につき 0.004mg 以下であること
1,1-ジクロロエチレン			検液 1L につき 0.1mg 以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン			検液 1L につき 0.04mg 以下であること
1,3-ジクロロプロペン			検液 1L につき 0.002mg 以下であること
ジクロロメタン			検液 1L につき 0.02mg 以下であること
テトラクロロエチレン			検液 1L につき 0.01mg 以下であること
1,1,1-トリクロロエタン			検液 1L につき 1mg 以下であること
1,1,2-トリクロロエタン			検液 1L につき 0.006mg 以下であること
トリクロロエチレン			検液 1L につき 0.03mg 以下であること
ベンゼン			検液 1L につき 0.01mg 以下であること
カドミウム及びその化合物	(第 2 種 重金属等) 特定有害物質	土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
六価クロム化合物		土壌 1kg につき 250mg 以下であること	検液 1L につき 0.05mg 以下であること
シアン化合物		遊離シアンとして土壌 1kg につき 50mg 以下であること	検液中に検出されないこと
水銀及びその化合物		土壌 1kg につき 15mg 以下であること	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること
うちアルキル水銀			検液中に検出されないこと
セレン及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
鉛及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
ヒ素及びその化合物		土壌 1kg につき 150mg 以下であること	検液 1L につき 0.01mg 以下であること
フッ素及びその化合物	(第 3 種 農薬等) 特定有害物質	土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 0.8mg 以下であること
ホウ素及びその化合物		土壌 1kg につき 4000mg 以下であること	検液 1L につき 1mg 以下であること
シマジン			検液 1L につき 0.003mg 以下であること
チウラム			検液 1L につき 0.006mg 以下であること
チオベンカルブ			検液 1L につき 0.02mg 以下であること
ポリ塩化ビフェニル			検液中に検出されないこと

有機リン化合物		検液中に検出されないこと
---------	--	--------------

4 騒音・振動

(1) 騒音に係る環境基準（抜粋）

（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

単位：デシベル

区 分	地域の類型	車 線	昼 間	夜 間
			6 時～22時	22時～ 6 時
一般地域	A A		50以下	40以下
	A 及び B		55以下	45以下
	C		60以下	50以下
道路に面 する地域	A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に 面する地域		60以下	55以下
	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に 面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路 に面する地域		65以下	60以下
	幹線交通を担う道路に近接する空間 (特例)		70以下	65以下

（注）

- 1 A A を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- 2 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- 3 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- 4 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

〔備考〕

- 1 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。）並びに道路交通法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。
- 2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 15m までの範囲、また、2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路端から 20m までの範囲をいう。
- 3 環境基準の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。

(2) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準

ア 環境基準値

(昭和50年7月29日 環境庁告示第46号)

地域の類型	基準値
I	70 デシベル 以下
II	75 デシベル 以下

(注) I をあてはめる地域は主として住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は商工業の用に供される地域等 I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

イ 地域の類型指定

地域の範囲	地域の区分	類型
新幹線鉄道の軌道中心線から左右両側300m（橋りょう構造に係る部分については400m）以内の地域	騒音規制区域の区分が第1種区域及び第2種区域の地域並びに未規制地域	I
	騒音規制区域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）の地域	II

ウ 達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の区分			達 成 目 標 期 間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80デシベル以上の区域		3 年以内	開業時に直ちに	開業時に直ちに
b	75デシベルを超え	イ	7 年以内	開 業 時 から 3 年以内	
	80デシベル未満の区域	ロ	10年以内		
c	70デシベルを超え 75デシベル以下の区域		10年以内	開 業 時 から 5 年以内	

〔備考〕

- 1 新幹線鉄道の沿線区域の区分の欄のbの区域中イとは地域の類型Iに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。
- 2 達成目標期間の欄に掲げる期間のうち既設新幹線鉄道に係る期間は、環境基準が定められた日から起算する。

(3) 航空機騒音に係る環境基準

ア 環境基準値

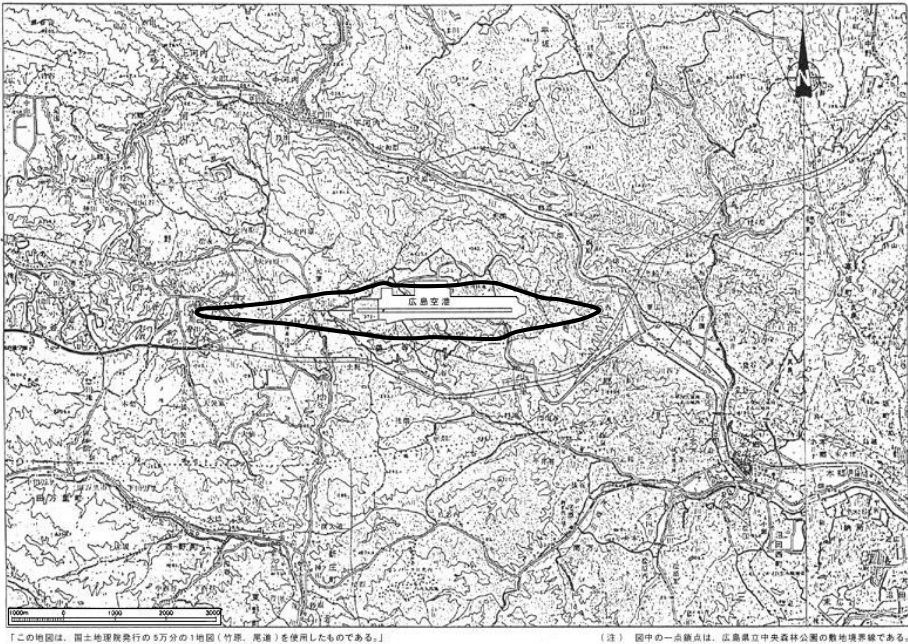
(昭和 48 年 12 月 27 日 環境庁告示第 154 号)
単位：L_{den} (デシベル)

地 域 の 類 型	基 準 値
I	57 以 下
II	62 以 下

(注) I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

イ 地域の類型指定

類型	区 分	地 域 の 範 囲
II	広島空港	三原市本郷町及び東広島市河内町のうち、下図に示す太線で囲まれた地域のうち広島空港及び広島県立中央森林公園の区域を除く地域



ウ 達成期間

飛 行 場 の 区 分			達 成 期 間
新 設 飛 行 場			直ちに
既 設 飛 行 場	第三種空港及びこれに準ずるもの		
	第二種空港(福岡空港を除く。)	A	5 年以内
		B	10 年以内
	新東京国際空港		
第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10 年をこえる期間内に可及的速やかに	

(4) 自動車騒音の限度

ア 騒音の限度

(騒音規制法第17条、平成12年3月2日 総理府令第15号)

区 域 の 区 分	限 度 (デシベル)	
	昼 間 (6:00~22:00)	夜 間 (22:00~6:00)
a 区域及びb 区域のうち1 車線を有する道路に面する区域	6 5	5 5
a 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	7 0	6 5
b 区域のうち2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5	7 0
(特例) 幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の場合は道路の敷地境界線から15m、2 車線を超える場合は20mまでの範囲)	7 5	7 0

〔備考〕

- 1 a 区域：専ら住居の用に供される区域
b 区域：主として住居の用に供される区域
c 区域：相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域
- 2 騒音の測定場所は、道路に接して住居、病院、学校等の用に供される建築物が存している場合には道路の敷地の境界線において行い、道路に沿って住居等以外の用途の土地利用が行われているため道路から距離をおいて住居等が存している場合には住居等に到達する騒音の大きさを測定できる地点において行う。これらの場合において、測定を行う高さは、鉛直方向において生活環境の保全上騒音が最も問題となる位置とする。
- 3 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7 日間のうち代表すると認められる3 日間について行う。
- 4 騒音の評価方法は、等価騒音レベルによる。
- 5 騒音の大きさは、測定した値を時間の区分ごとに3 日間の全時間を通じてエネルギー平均した値とする。

イ 区域の区分の指定

(昭和48年 広島県告示第171号)

区域の区分	区 域 の 範 囲
a 区域	騒音規制区域の区分が第1 種区域及び第2 種区域(都市計画法(昭和43 年法律第100号)第8 条第1 項第1 号に規定する第1 種中高層住居専用地域及び第2 種中高層住居専用地域に限る。)に属する地域
b 区域	騒音規制区域の区分が第2 種区域(前項に規定する地域を除く。)に属する地域
c 区域	騒音規制区域の区分が第3 種地域及び第4 種区域に属する地域

(5) 騒音に関する規制

ア 特定工場等における騒音の規制基準

■特定工場等における騒音の規制基準

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第35条別表第11、昭和48年 広島県告示第171号)

区 域 の 区 分		時間の 区 分	許容限度(デシベル)		時間の区分	
種 別	地 域		法	条例		
第1種 区 域	第1種低層住居専用地域及び 第2種低層住居専用地域並び にこれらに相当する地域	昼 間	5 0	5 0	6:00	朝
		朝・夕	4 5	4 5	8:00	
		夜 間	4 5	4 5		昼 間
第2種 区 域	第1種中高層住居専用地域、 第2種中高層住居専用地域、 第1種住居地域、第2種住居 地域及び準住居地域並びにこ れらに相当する地域	昼 間	5 5	5 5		
		朝・夕	5 0	5 0		
		夜 間	4 5	4 5		
第3種 区 域	近隣商業地域、商業地域、準 工業地域及びこれらに相当す る地域	昼 間	6 0	6 5	18:00	夕
		朝・夕	6 0	6 5	22:00	
		夜 間	5 0	5 5		夜 間
第4種 区 域	工業地域及びこれに相当する 地域（工業専用地域を含む。）	夜 間	7 0	7 0		
		朝・夕	7 0	7 0		
		夜 間	6 0	6 5	6:00	

〔備考〕

- 騒音の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。
- 「これに相当する地域」及び「これらに相当する地域」とは、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域の定めのない地域のうち、騒音の規制地域に指定された地域をいう。

■騒音関係特定施設

(騒音規制法施行令第1条別表1、広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第34条別表第10)

番号	特定施設の名称		規 模 又 は 能 力		用 途
			騒 音		
			法	条 例	
1	金 属 加 工 機 械	イ 圧延機械	定格出力の合計が22.5kW以上のもの	—	常温あるいは高温で、回転する2本のロールの間に金属を通過させて圧延し、板材、帯材等をつくる機械
		ロ 製管機械	すべての施設	—	円筒素材に穴あけを行い、これを圧延して管をつくる機械
		ハ ベンディングマシン (ロール式のものに限る)	定格出力の合計が3.75kW以上のもの	—	金属材料の曲げを行う機械の総称
		ニ 液圧プレス (矯正プレスを除く。)	すべての施設	—	水又は油の液圧でプレスし、金属素材の成型等加工を行う機械
		ホ 機械プレス	呼び加圧能力が294kN以上のもの	—	被加工物を押圧する力を機械的に発生するプレス機の総称
		ヘ せん断機	定格出力が3.75kW以上のもの	—	一对のせん断刃が互いに閉じることによって、金属材料を切断する機械の総称
		ト 鍛造機	すべての施設	—	金属を加熱し、圧力を加えるか、たたいて成型する機械
		チ ワイヤフォーミングマシン	すべての施設	—	線材又は針金を加工してヘヤーピン等の針金製品をつくる機械
		リ ブラスト (タンブラスト以外のものであって密閉式を除く。)	すべての施設	—	鉄片、砂等を鋳物等に向けて噴射し表面を清掃する機械
		ヌ タンブラー	すべての施設	—	鋳物と多角形の鉄片とを胴体内で回転させ表面を清掃する機械
		ル やすり目立機	—	すべての施設	刃の連続的な上下運動により、なめし鉄にやすり目を刻む機械
		ヲ 旋 盤	—	定格出力が3.75kW以上のもの	工作物を主軸とともに回転させ、往復台上にある刃物を前後左右に動かして切削する機械
		ワ 型削盤	—	定格出力が3.75kW以上のもの	小型工作物の平面を切削する機械(テーブルに工作物を取り付け刃物を往復させて切削を行う。)
		カ 平削盤	—	定格出力が7.5kW以上のもの	長大な平面を切削するのに用いる機械(水平に往復運動する台に工作物を固定し、台の往復ごとに運動方向に直角に刃を送って削る。)
		ヨ 金属研磨機 (移動式のものを除く。)	—	すべての施設	砥石を工具刃先として、精密なもの若しくは硬い金属の加工をする機械
		タ 高速度切断機	砥石を用いるものに限る。	砥石を用いるものを除く。	金属材料を高速回転する円板の刃に押しつけて切断する機械

番号	特定施設の名称		規 模 又 は 能 力		用 途
			騒 音		
			法	条 例	
2	空気圧縮機及び送風機		定格出力が7.5kW以上のもの	定格出力が7.5kW未満3.75kW以上のもの	送風機と圧縮機は、原理構造は同じであるが、割合に風圧が低いのが送風機で、数気圧の圧力を発生するのが圧縮機である。
3	土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機		定格出力が7.5kW以上のもの	—	【破碎機】 鉱山での鉱石の破碎、化学工場等における原料及び製品の粉碎に使用 【摩砕機】 鉱山、化学工場などで原料の細・微粉碎に使用 【ふるい、分級機】 鉱石粒などを粒の大小で分類するために使用
4	織 機 (原動機を用いるものに限る)		すべての施設	—	繊維糸を織物として織り上げる機械
5	建設用資材製造機械	イ コンクリートプラント (気泡コンクリートプラントを除く。)	混練容量が0.45立方メートル以上のもの	—	コンクリートの材料を集合貯蔵し、所定配合量ずつ計量してコンクリートミキサーに投入混練してコンクリートを製造する設備
		ロ アスファルトプラント	混練機の混練重量が、200kg以上のもの	—	機械作業で骨材を過熱乾燥し、それとアスファルト溶液等を混合してアスファルト合材を生産する設備
		ハ コンクリートブロックマシン	—	すべての施設	練り混ぜられたコンクリートを型枠に入れ、振動を加えて土木・建築用のブロックを造る機械
		ニ コンクリート管製造機械	—	—	コンクリートを管又は柱状の型枠に流し込み、その型枠を長軸に沿って回転させ、その遠心力によって均質な柱及び管を造る機械
		ホ コンクリート柱製造機械	—	—	
6	穀物用製粉機 (ロール式のものに限る)		定格出力が7.5kW以上のもの	—	小麦等を粉碎する機械

番号	特定施設の名称		規 模 又 は 能 力		用 途
			騒 音		
			法	条 例	
7	木材加工機械	イ ドラムバーカー	すべての施設	—	ドラムの中に原木を入れ、ドラムを回転させて樹皮を剥ぐ機械
		ロ チッパー	定格出力が2.25kW以上のもの	—	バーカーで皮むきした丸太をパルプ原料であるチップ(小削片)に切削する機械
		ハ 碎木機	すべての施設	—	砂岩等の円筒型砥石を回転させ、皮むきした丸太を押し付けて製紙用の木材粉を造る機械
		ニ 帯のこ盤	定格出力が製材用15kW以上	定格出力が木工用2.25kW未満0.75kW以上のもの	エンドレスの帯状ののこを高速回転させ木材を切断する機械
		ホ 丸のこ盤	木工用2.25kW以上のもの	同上	丸のこを高速回転させて木材を切断する機械
		ヘ かんな盤	定格出力が2.25kW以上のもの	定格出力が2.25kW未満0.75kW以上のもの	木材の凸凹の表面を平坦化する、塗装のための仕上げ面を得る等のために木材表面を削る機械
8	抄 紙 機		すべての施設	—	パルプ液を紙にすき、乾燥させる機械で、長いロール状となった紙が製造される
9	印刷機械 (原動機を用いるものに限る)		すべての施設	—	印刷版の表面にインキをつけ、版面の文字等を紙・布などに刷り写す機械
10	ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機		—	—	生ゴム、合成樹脂をロールで練りほぐし、そこへ加硫用の硫黄など種々の配合薬品を加え練りあげる機械
11	合成樹脂用射出成形機		すべての施設	—	加熱し溶けた合成樹脂を金型に射出し成型を行う機械
12	鋳型造型機 (ジョルト式ものに限る)		すべての施設	—	鋳物砂を型に入れ振動・圧縮等で突き固め鋳型を造る機械
13	ダイカストマシン		—	すべての施設	アルミニウム、銅、亜鉛等及びそれらの合金を熔融したものを圧力によって金型に押し込んで鋳造する機械
14	オシレートコンベア		—	すべての施設	未冷却鋳物を振動させながら運搬するコンベア
15	電動発電機		—	すべての施設	交流電動機に直流発電機を直結させて運転し、交流を直流に交換する整流装置（鋳物溶解の熱源として使用）

イ 特定建設作業騒音の規制基準

(特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 昭和43年11月27日 厚生省・建設省告示1号)
(昭和48年 広島県告示171号)

特定建設作業の種類	区域の区分	基準値 (デシベル)	禁止される 作業時間	1日の 作業の 許容時間	連続作 業の許 容期間	休 日 作業の 禁 止
①くい打機 (もんけんを除く。) くい抜機、くい打くい抜機 (圧入式、アースオーガー 併用を除く。) ②びょう打機 ③さく岩機 (移動距離50m以上を除く。) ④空気圧縮機 (電動機以外の原動機で 定格出力が15kW以上) ⑤コンクリートプラント (混練容量0.45m ³ 以上) アスファルトプラント (混練重量200kg以上) ⑥バックホウ (原動機の定格出力が 80kW以上) ⑦トラクターショベル (原動機の定格出力が 70kW以上) ⑧ブルドーザー (原動機の定格出力が 40kW以上)	第1号 区 域	85	午後7時 から 午前7時 まで	10 時間	6 日 以内	日曜日 その他 の休日 には行 わない こと
	第2号 区 域		午後10時 から 午前6時 まで	14 時間		

〔備考〕

- 1 第1号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち、第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域にあって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の騒音の規制区域のうち第1号区域以外の区域をいう。
- 3 騒音の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 上記の作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。
- 5 ⑥、⑦、⑧は、一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除く。

ウ 音響機器音等の規制基準

(広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第45条別表第14)

種類	区 域 の 区 分	時間の 区分	許容限度	備 考
	地 域			
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域及び 準住居地域並びに これらに相当する地域	朝 5:00 ～8:00	45デシベル	(適用除外) 条例第58条 次の各号のいずれかに該当する 場合には適用しない。 1 法令により認められた事 項のためにするとき。 2 広報その他で公共のため にするとき。 3 時報(23時から5時まで を除く。)のためにする とき。 4 祭礼、盆踊りその他社会 生活において相当と認め られる一時的行事のため にするとき。
		昼 8:00 ～ 19:00	50デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	45デシベル	
		夜23:00 ～5:00	45デシベル	
第2種区域	① 第1種区域のうち併用軌 道の敷設のある道路の境 界線から20m以内の地域 ② 近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域 並びにこれらに相当する 地域	朝 5:00 ～8:00	55デシベル	(拡声放送に関する規制) 条例第59条 拡声放送を行う場合にはこの表 の定める音量に5デシベルを加え た音量を許容限度とし、次の事 項を遵守しなければならない。 1 5月から8月までの間に おいては21時から7時ま で、その他の期間におい ては20時から7時までの 間は放送しないこと。 2 継続して放送する場合は、 移動して行う場合を除き、 1時間につき45分を超え て放送しないこと。 3 50m以内の距離で、異な る放送を同時に行わない こと。 4 地上8m以上の高さから 放送しないこと。
		昼 8:00 ～ 19:00	65デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	55デシベル	
		夜23:00 ～5:00	50デシベル	
第3種区域	近隣商業地域、商業地域、 準工業地域及び工業地域並 びにこれらに相当する地域 のうち併用軌道の敷設のある 道路及び幅員11m以上の 道路の境界線から20m以内 の地域	朝 5:00 ～8:00	65デシベル	(深夜騒音) 条例第57条 午後11時から午前5時までの間 は、屋内・屋外のいずれから発 する場合においても、近隣の家 屋内における他人の睡眠を著し く妨げる騒音を発してはならな い。
		昼 8:00 ～ 19:00	75デシベル	
		夕19:00 ～ 23:00	65デシベル	
		夜23:00 ～ 5:00	60デシベル	

(6) 振動に関する規制

ア 特定工場等における振動の規制基準

■ 工場振動の規制基準

(昭和53年 広島県告示第58号)

時間の区分 区域の区分	区域の範囲	昼間 (午前7時～午後7時)	夜間 (午後7時～午前7時)
第1種区域	騒音規制地域の区域区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域の範囲	60デシベル以下	55デシベル以下
第2種区域	騒音規制地域の区域区分が第3種区域及び第4種区域(工業専用地域を除く。)に属する区域の範囲	65デシベル以下	60デシベル以下

〔備考〕

- 1 振動の測定は、特定工場等の敷地の境界線上で行う。

■ 特定施設の名称(規模又は能力)

(振動規制法施行令第1条別表1)

1 金属加工機械

イ 液圧プレス(矯正プレスを除く。)

ロ 機械プレス

ハ セン断機(原動機の定格出力が1kW以上のもの)

ニ 鍛造機

ホ ワイヤフォーマーマシン(原動機の定格出力が37.5kW以上のもの)

2 圧縮機(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)

3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機

(原動機の定格出力が7.5kW以上のもの)

4 織機(原動機を用いるもの)

5 建設用資材製造機械

イ コンクリートブロックマシン(原動機の定格出力の合計が2.95kW以上のもの)

ロ コンクリート管製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの)

ハ コンクリート柱製造機械(原動機の定格出力の合計が10kW以上のもの)

6 木材加工機械

イ ドラムバーカー

ロ チッパー(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの)

7 印刷機械(原動機の定格出力が2.2kW以上のもの)

8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機

〔カレンダーロール機以外のもので
原動機の定格出力が30kW以上のもの〕

9 合成樹脂用射出成形機

10 鋳造型機(ジョルト式のもの)

イ 道路交通振動の限度

(振動規制法施行規則第12条別表第2)
(昭和53年 広島県告示第58号)

時間の区分 区域の区分	昼 間 (午前7時～午後7時)	夜 間 (午後7時～午前7時)	区域の範囲
第1種区域	65 デシベル	60 デシベル	騒音の規制地域の区分が第1種区域及び第2種区域に属する区域
第2種区域	70 デシベル	65 デシベル	騒音の規制地域の区分が第3種区域及び第4種区域（工業専用地域を除く。）に属する区域

〔備考〕

- 1 振動の測定場所は、道路の敷地の境界線とする。
- 2 振動の測定は、当該道路に係る道路交通振動を対象とし、当該道路交通振動の状況を代表すると認められる1日について、昼間及び夜間の区分ごとに1時間当たり1回以上の測定を4時間以上行うものとする。

ウ 特定建設作業振動の規制基準

(振動規制法施行規則第11条別表第1)
(昭和53年 広島県告示第58号)

特定建設作業の種類	区域の 区分	基準値 (デシベル)	禁止される 作業時間	1日の作 業の許容 時間	連続作 業の許 容期間	休 日 作業の 禁 止
①くい打機 (もんけん、圧入式を除く。) くい抜機（油圧式を除く。) くい打くい抜機 (圧入式を除く。)	第1号 区域	75	午後7時 から 午前7時 まで	10 時間	6 日 以内	日曜日 その他の 休日 には行 わない こと
②鋼球を使用して、建築物等を破壊する作業 ③舗装版破砕機 (移動距離50m以上を除く。) ④ブレーカー (手持式及び移動距離50m以上を除く。)	第2号 区域		午後10時 から 午前6時 まで	14 時間		

〔備考〕

- 1 第1号区域とは、特定工場等の振動規制区域のうち、特定工場等の騒音の規制区域の区分が第1種区域、第2種区域及び第3種区域に属する区域並びに第4種区域に属する区域であって、学校、保育所、病院、診療所（患者を入院させるための施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの周囲80メートルの区域をいう。
- 2 第2号区域とは、特定工場等の振動の規制区域のうち、第1号区域以外の区域をいう。
- 3 振動の測定は、特定建設作業の場所の敷地の境界線上で行う。
- 4 上記の作業がその作業を開始した日に終わるものは、特定建設作業とならない。

(7) 規制区域の区分

ア 騒音に係る環境基準の地域類型と特定工場等の規制区分・自動車騒音・振動の限度との関係

騒音に係る環境基準		地域の範囲 (相当する地域を含む)	騒音に係る 規制区域の 区分	振動に係る 規制区域の 区分	自動車騒音・振動 の限度	
地域の類型	類 型 区 分				騒音	振動
専ら住居の用に 供される地域	A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域	第 1 種区域	第 1 種区域	a 区域	第 1 種 区 域
		第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域	第 2 種地域			
主として住居の 用に供される 地域	B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域				b 区域
相当数の住居と 併せて商業・ 工業等の用に 供される地域	C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域	第 3 種区域	第 2 種区域 (工業専地域 を除く)	c 地域	第 2 種 区 域
		工業地域 工業専用地域	第 4 種区域			

(関係告示)

- ・騒音に係る環境基準の類型の指定：平成11年 広島県告示第149号
- ・騒音の規制に関する定め：昭和48年広島県告示第171号
- ・振動の規制に関する定め：昭和53年広島県告示第58号



ウ 区域の区分と範囲

(平成 24 年 3 月 30 日 東広島市告示第 128 号)

■騒音規制区域

区域の区分	区 域 の 範 囲
第一種区域	住居専用地域の定めのある地域
第二種区域	住居地域等の定めのある地域並びに西条町のうち西条、寺家（黒瀬川右岸線以東の地域に限る。）、西条東、下見（黒瀬川右岸線以北並びに市道寺家吉川線と市道下見中郷線との交差点以北の市道寺家吉川線以東及び当該交差点以南の市道下見中郷線以東の地域に限る。）、下三永（一般国道2号以南かつ県道下三永吉川線以北の地域に限る。）、御菌宇、吉行、土与丸及び助実、西条末広町、鏡山二丁目、鏡山三丁目、西条中央四丁目、八本松町のうち正力、米満（黒瀬川左岸線以東の地域に限る。）、飯田（市道八本松宗吉線以東の地域に限る。）、宗吉（市道八本松宗吉線以東の地域に限る。）、原（県道原西条線と市道西山光路線との交差点を起点とし、同市道、市道安出川光路線、温井川右岸線、県道津江八本松線、市道前長沢5号線、市道前長沢6号線、市道河内田1号線及び県道原西条線を経て起点に至る線で囲まれた地域（3316番地1から3316番地27までの地域を除く。）に限る。）及び吉川（原との境界線と市道前長沢清水原線との交差点を起点とし、同市道、県道津江八本松線、県道下三永吉川線、市道東郷10号線、市道東郷4号線、県道津江八本松線及び同境界線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。）、八本松東七丁目（一般国道486号以北の地域に限る。）、八本松飯田四丁目、八本松飯田五丁目、八本松飯田六丁目、八本松飯田七丁目、八本松飯田八丁目、高屋町のうち白市、桧山（市道土与丸中島線以南の地域に限る。）、宮領及び中島、志和町のうち志和西（県道瀬野川福富本郷線以西かつ市道志和西志和堀線以東及び県道瀬野川福富本郷線以西かつ市道半田堂団線以東の地域に限る。）及び志和堀（県道東広島白木線と市道志和堀東17号線との交差点を起点とし、同市道、市道志和堀東28号線、市道志和堀東35号線、市道志和堀東34号線、市道志和堀東9号線、市道志和堀東8号線、市道志和堀東3号線及び同県道を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。）、黒瀬町のうち国近（字堤溝、字林、字清水ケ尻、字水渡、字竹添、字古土井及び字柳坪の地域に限る。）、小多田（字下幸本、字上幸本及び字宮中の地域に限る。）、福富町のうち上竹仁（字吉原及び字桑木の地域に限る。）、下竹仁（字溝下、字泉、字甲田山（1300番地、1302番地、1303番地及び1307番地の地域に限る。）、字八ヶ坪、字金良（926番地から952番地までの地域を除く。）及び字広兼、久芳（字柳道、字廣田及び字奈良の木の地域に限る。）及び上野（字友近、字川内、字川口（3786番地3及び3788番地1から3796番地までの地域を除く。）及び字貞助（2038番地から2043番地までの地域に限る。）の地域に限る。）、豊栄町のうち清武（字後堀山、字未定、字末石、字本郷、字古市、字原田、字大町山、字河原及び字国造の地域に限る。）、安宿（字台尻、字肥加及び字清水の地域に限る。）、乃美（字涼堂、字松之木、字岸本、字祖根田、字黄幡、字久国、字鎮守鼻、字貴船、字雲雀田、字北垣内、字宗吉及び字行宗の地域に限る。）、吉原（字和田、字馬場田及び字元広沖の地域に限る。）、鍛冶屋（字仲屋、字仲山、字宇立、字原、字下ヶ坪、字諏訪、字上ヶ坪、字網ヶ迫及び字中ヶ坪の地域に限る。）及び能良（字燕岩山及び字西ヶ原の地域に限る。）、河内町のうち下河内（字車ヶ坪の地域に限る。）並びに安芸津町のうち木谷（字老貴田、字原、字東原、字下野谷（市道木谷尻下野谷線以西の地域に限る。）及び字木谷尻（市道新宮線以西の地域に限る。）の地域に限る。）、三津（字加計及び字堂ヶ原の地域に限る。）及び小松原（字宮之首、字早稲田、字庄田（西日本旅客鉄道呉線以南の地域に限る。）、字山根垣内（市道下条吉原線以東の地域に限る。）、字小浜（市道宮ノ首池ヶ原線以東の地域に限る。）、字大番及び字新開の地域に限る。）の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域
第三種区域	商業地域等の定めのある地域並びに西条町のうち下見（県道馬本八本松線以西かつ市道寺家吉川線以北の地域に限る。）、八本松町のうち米満（黒瀬川右岸線以西かつ一般国道486号以北の地域に限る。）、飯田（市道八本松10号線以西かつ一般国道2号以南275メートルの範囲内の地域及び高速自動車国道山陽自動車道以南かつ県道八本松宗吉線以東かつ市道上組志和東線以東かつ市道中組横断線以北の地域に限る。）、原（寺家との境界線と県道原西条線との交差点を起点とし、同県道、市道安出川光路線、県道馬本八本松線、市道寺家吉川線、温井川右岸線、市道上管場前長沢線、県道馬本八本松線、市道八本松南33号線、八本松南六丁目との境界線、八本松南七丁目との境界線及び寺家との境界線を経て起点に至る線で囲まれた地域、3316番地1から3316番地27までの地域並びに戸石川左岸線と市道寺家吉川線との交差点を起点とし、同市道、市道西山光路線、県道原西条線、市道西山1号線、県道津江八本松線、市道出ヶ原1号線、市道出ヶ原6号線、市道出ヶ原5号線、市道出ヶ原3号線、県道津江八本松線、市道出ヶ原市条線、吉川との境界線、田口との境界線、温井川左岸線及び戸石川左岸線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。）及び吉川（市道前長沢清水原線と市道出ヶ原市条線との交差点を起点とし、市道出ヶ原市条線、市道市条4号線、県道津江八本松線、古河川右岸線、田口との境界線、原との境界線、県道津江八本松線、市道東郷4号線、市道東郷10号線、県道下三永吉川線、県道津江八本松線及び市道前長沢清水原線を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。）、八本松南一丁目、八本松東五丁目（市道下組八本松線以北の地域に限る。）、八本松飯田三丁目、八本松飯田九丁目、高屋町のうち杵原（一般国道375号以西、県道西高屋停車場線以西かつ県道東広島本郷線以北及び市道杵原37号線以西の地域に限る。）、稲木、桧山（市道土与丸中島線以南の地域を除く。）、大島、郷、小谷及び造賀（一般国道375号と市道造賀西36号線との交差点を起点とし、同市道、市道造賀西34号線、市道造賀西17号線、市道造賀西19号線、市道造賀西22号線、市道大谷線、市道造賀西7号線、市道恋文字線、市道造賀西65号線及び同国道を経て起点に至る線で囲まれた地域に限る。）、志和町のうち別府（県道瀬野川福富本郷線と林道王地ヶ谷線との交差点以北の同林道以東かつ県道小河原志和線以南の地域及び当該交差点以南の県道瀬野川福富本郷線以東の地域に限る。）、冠（県道志和インター線以東の地域及び同県道以西かつ冠川左岸線以北の地域に限る。）、七条柵坂、志和東（高速自動車国道山陽自動車道以北かつ六日市橋の地点以南（県道東広島白木線の外側500メートルの範囲内の地域に限る。）の地域に限る。）及び志和堀（黒瀬川右岸線以東かつ東川左岸線以西の地域に限る。）、黒瀬町のうち国近（字松崎山及び字松崎の地域に限る。）、宗近柳園（字下モ原山、字下原、字中河原及び字外ト開の地域に限る。）、乃美尾（字前平及び字向梅ノ木の地域に限る。）、川角（字向井の地域に限る。）及び市飯田（字遠見ヶ畝、字大河角、字上ノ段、字狐ヶ城及び字長尾の地域に限る。）、福富町のうち久芳（字谷河内、字円明寺、字竹添（3854番地及び3870番地1から3873番地までの地域を除く。）、字金口（1549番地1から1550番地3までの地域に限る。）及び字戸鼻（4259番地1から4266番地まで、4274番地、4277番地及び4315番地及び4324番地までの地域に限る。）、河内町のうち中河内（字正尺、字大道及び字奥条東の地域に限る。）及び安芸津町のうち小松原（字打木谷、字河口尻、字大奈、字保野、字得頭及び字中之迫（それぞれ西日本旅客鉄道呉線以東の地域に限る。）の地域に限る。）の地域のうちそれぞれ用途地域の定めのない地域

(平成 24 年 3 月 30 日 東広島市告示第 128 号)

区域の区分	区 域 の 範 囲
第四種区域	工業地域及び工業専用地域の定めのある地域並びに八本松飯田二丁目の地域のうち用途地域の定めのない地域

〔備考〕

この表に掲げる地域（用途地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域として表示された地域を除く。）は、平成 17 年 2 月 7 日における行政区画その他の地域又は道路、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。

(平成 24 年 3 月 30 日 東広島市告示第 130 号)

■振動規制区域

区域の区分	区 域 の 範 囲
第一種区域	騒音規制区域の区分が第 1 種区域（黒瀬町及び安芸津町の地域を除く。）及び第 2 種区域（黒瀬町、福富町、豊栄町及び安芸津町を除く。）に属する区域
第二種区域	騒音規制区域の区分が第 3 種区域（黒瀬町、福富町及び安芸津町を除く。）及び第 4 種区域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工場専用地域、黒瀬町及び安芸津町を除く。）に属する区域

5 悪臭

(1) 悪臭物質の規制基準値と主要発生源

(平成14年 広島県告示第1199号)

悪臭物質名	規制基準値	に お い	主な発生工場・事業場
アモニア NH_3	1 ppm	し尿のようなにおい	畜産事業場、化製場、し尿処理場等
硫化水素 H_2S	0.02 ppm	腐った卵のようなにおい	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場等
硫化メチル $(\text{CH}_3)_2\text{S}$	0.01 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
二硫化メチル $(\text{CH}_3)_2\text{S}_2$	0.009 ppm	腐ったキャベツのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
メチルメルカプタン CH_3SH	0.002 ppm	腐った玉ねぎのようなにおい	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場等
トリメチルアミン $(\text{CH}_3)_3\text{N}$	0.005 ppm	腐った魚のようなにおい	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場等
プロピオンアルデヒド $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{CHO}$	0.05 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルブチルアルデヒド $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{CHO}$	0.009 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブチルアルデヒド $(\text{CH}_3)_2\text{CHCHO}$	0.02 ppm	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
ノルマルパレルアルデヒド $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_4\text{CHO}$	0.009 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソパレルアルデヒド $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{CHO}$	0.003 ppm	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	焼付け塗装工程を有する事業場等
イソブタノール $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{OH}$	0.9 ppm	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場等
酢酸エチル $\text{CH}_3\text{CO}_2\text{C}_2\text{H}_5$	3 ppm	刺激的なシナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
メチルイソブチルケトン $\text{CH}_3\text{COCH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2$	1 ppm	刺激的なシナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
トルエン $\text{C}_6\text{H}_5\text{CH}_3$	10 ppm	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
スチレン $\text{C}_6\text{H}_5\text{CHCH}_2$	0.4 ppm	都市ガスのようなにおい	化学工場、FRP製品製造工場等
キシレン $\text{C}_6\text{H}_4(\text{CH}_3)_2$	1 ppm	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場等
アセトアルデヒド CH_3CHO	0.05 ppm	刺激的な青ぐさいにおい	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場等
ノルマル酪酸 $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_2\text{COOH}$	0.001 ppm	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
イソ吉草酸 $(\text{CH}_3)_2\text{CHCH}_2\text{COOH}$	0.001 ppm	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
ノルマル吉草酸 $\text{CH}_3(\text{CH}_2)_3\text{COOH}$	0.0009 ppm	むれた靴下のようなにおい	畜産事業場、化製場、でん粉工場等
プロピオン酸 $\text{CH}_3\text{CH}_2\text{COOH}$	0.03 ppm	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場、染色工場等

〔備考〕 東広島市は特定悪臭物質の濃度規制区域には指定されていない。

(2) 悪臭物質の濃度と臭気強度との関係

基準の設定範囲

数値

基準値

(昭和 47 年 総理府令第 39 号)
(平成 14 年 広島県告示第 1199 号)

単位：ppm

臭 気 強 度	1	2	2.5	3	3.5	4	5
臭気の強さの 程度	や っ と 感 知 い	何 の に お い か わ か る 弱 い に お い	—	ら で く に 感 知 い	—	強 い に お い	強 烈 な に お い
物 質							
ア ン モ ニ ア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
硫 化 水 素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫 化 メ チ ル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	2
二 硫 化 メ チ ル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
メ チ ル メ ル カ プ タ ン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
ト リ メ チ ル ア ミ ン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
プ ロ ピ オ ン ア ル デ ヒ ド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノ ル マ ル プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イ ソ プ チ ル ア ル デ ヒ ド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノ ル マ ル ハ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イ ソ ハ レ ル ア ル デ ヒ ド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イ ソ フ タ ノ ール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1000
酢 酸 エ チ ル	0.3	1	3	7	20	40	200
メ チ ル イ ソ プ チ ル ケ ト ン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
ト ル エ ン	0.9	5	10	30	60	100	700
ス チ レ ン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キ シ レ ン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
ア セ ト ア ル デ ヒ ド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
ノ ル マ ル 酪 酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
イ ソ 吉 草 酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3
ノ ル マ ル 吉 草 酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
プ ロ ピ オ ン 酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2

(3) 悪臭関係特定施設（広島県生活環境の保全等に関する条例施行規則第46条別表第15）

番号	施 設 の 名 称	規 模 又 は 能 力
1	動物の肉、皮、骨、臓器等を原料とする肥料又は飼料の製造業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 原料置場 ロ 蒸解施設 ハ 乾燥施設	—
2	養豚業又は養鶏業の用に供する施設であって、次に掲げるもの イ 飼養施設 ロ 収容施設 ハ 飼料調理施設 ニ 鶏ふん乾燥施設	養豚業にあつては生後6か月以上の豚100頭（特別地域内においては、50頭）以上、養鶏業にあつては生後30日以上の鶏5,000羽（特別地域内においては500羽）以上を飼養し、又は収容できるものであること。

〔備考〕 特別地域とは、下表に掲げる地域をいう。

特 別 地 域 の 区 域
昭和四十九年四月二十日における西条岡町、西条本町、西条上市町、西条朝日町、西条栄町、西条昭和町、西条御条町、西条大坪町、西条町（大字吉行字伽藍・字実井田・字尼寺、大字土与丸字大林寺谷・字末成・字五反田、大字御菌字宇石ヶ瀬、大字寺家字久保之谷・字猿屋敷・字菰原、大字西条東字小西に限る。）、八本松町（大字飯田、大字正力、大字米満、大字宗吉、大字原字上曾場・字宮西・字宮東・字馬場台に限る。）、高屋町（大字中島、大字白市、大字小谷一、一二三番地から一、一二六番地まで及び三、二一七番地から三、七〇八番地まで、大字造賀二、七三二番地から二、八三一番地まで及び三、五五〇番地から三、七五二の二番地までに限る。）、平成十七年二月七日における黒瀬町（乃美尾に限る。）、同日における河内町（中河内中島・本町一丁目・本町二丁目・元町一丁目・元町二丁目・元町三丁目・栄町一丁目・栄町二丁目・栄町三丁目・深山通りに限る。）、同日における安芸津町（三津横川・向組・橋上・橋下・出川・中町・大和・敷島朝日・本町・市之町・中北浜・東浜一・東浜二・西浜・祇園町・榊山・西海岸通に限る。）

(4) 臭気指数の規制基準値

ア 敷地境界における基準

区域の区分		臭気指数 (許容限度)
東広島市	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域の定めのある地域	1.2
	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域の定めのある地域ならびに用途地域の定めのない地域	1.5

イ 排水水の敷地境界における基準

$I_w = L + 1.6$ I_w : 排水水の臭気指数 L : 事業所の敷地境界線における規制基準として定められた値（上表の臭気指数）
